

○犯罪被害者等給付金裁定事務取扱規程の制定について（通達）

昭和 56 年 12 月 25 日  
福岡県警察本部内訓第 29 号  
本部長

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号。以下「法」という。）の施行に伴う裁定事務の取扱いについては、「犯罪被害者等給付金裁定事務の取扱いについて」（昭和 55 年 12 月 23 日付け福警務部第 18 号及び昭和 56 年 1 月 12 日付け福警務部第 1 号。以下「事務取扱通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、犯罪被害者等給付金裁定事務取扱規程（昭和 56 年福岡県警察本部訓令第 22 号。以下「規程」という。）を制定し、昭和 57 年 1 月 1 日から施行することとした。

規程制定の趣旨及び運用上の留意事項は、次のとおりであるから事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、事務取扱通達は、廃止する。

（平 20 本部内訓 30・前文一部改正）

記

第 1 制定の趣旨

福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う裁定に関する事務について補佐の適正を期するとともに、犯罪被害給付制度の迅速、的確な運用を図るため、規程を制定したものである。

第 2 運用上の留意事項

1 取扱い上の心構え（第 3 条関係）

- (1) 本制度は、故意による犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者に対する救済措置を目的として創設されたものであるので、この制度が十分に機能するよう積極的な処理に努めること。
- (2) 本制度の教示に当たっては、被害者の手引、広報用リーフレット等を直接交付するなどの方法により行うこと。ただし、次に掲げる場合であって、不支給となることが明らかなきなどのように、教示することが犯罪被害者又はその遺族の心情を害することが懸念される場合は、この限りでない。

ア 犯罪被害者又は第一順位遺族に規則第 2 条第 1 号、第 3 条、第 4 条又は第 5 条に規定する不支給事由があると見込まれる場合

イ 法第 7 条又は第 8 条の規定による調整が見込まれる場合

- (3) 本制度は、犯罪被害者等給付金（以下「給付金」という。）の支給を受ける権利に関するものであり関係者の利害に深く関わるものであるから、裁定事務の取扱いに当たっては、関係所属相互間の連絡を緊密にするとともに徹底した調査及び資料の収集に努め、事案の真相を正しく把握し、適正な受給権の裁定が行われるよう留意すること。
- (4) 裁定のための調査及び資料の収集に当たっては、その調査が犯罪捜査のために利用されているのではないかという誤解を招かないよう留意すること。

(5) 本制度の運用に当たっては、警察職員に対し、本制度が申請者又はその他の関係人の利害関係に直接影響を及ぼすものであることを周知徹底させるとともに、職員の不用意な言動によって無用の紛議事案等をじやつ起させることのないよう配慮すること。

## 2 取扱責任者の指定（第4条関係）

警察署において取扱責任者を指定する場合は、警部以上の階級にある者を充てること。

## 3 発生報告（第6条関係）

発生報告は、犯罪被害に係る事案が発生した場合に、当該事案の内容を正確に把握し、裁定申請があった場合に、迅速、適正な対応を図るためのものである。

したがって、警察署の取扱責任者は、常に管内の事件発生状況を把握し、犯罪被害に係る事案が発生した場合には、速やかに様式による報告を行うとともに、必要により次に掲げる資料を送付すること。

- (1) 加害者、犯罪被害者等の供述調書の写し
- (2) 実況見分調書等の写し
- (3) 報告書等の写し
- (4) その他裁定事務に参考となる資料

## 4 裁定申請の受付（第12条関係）

申請の受付に当たっては、次の事項に留意して処理しなければならない。

- (1) 申請に関する事務の処理に当たっては、申請者に対し、給付金に関する法令の規定、申請手続等について懇切な教示を行い、また、申請書を預り保管するなどの中途な処理をしないこと。
- (2) 申請が代理人によって行われたものであるときは、委任状の提出を受け、代理人の住所及び氏名を申請書の申請者欄の下部に記入させること。
- (3) 規則第16条第3号から第8号までに規定する添付書類の例は、次のとおりである。

ア 第3号の書類とは、住民票の写し、被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等をいう。

イ 第4号の書類とは、先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本等をいう。

ウ 第5号の書類とは、住民票の写し、送金証明等をいう。

エ 第6号の書類とは、医師の診断書、身体障害者手帳の写し等をいう。

オ 第7号の書類とは、戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し、送金証明等をいう。

カ 第8号の書類とは、戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し等をいう。

- (4) 規則第16条第9号、第17条第5号イ又は第18条第3号に規定する添付書類の例は、給与証明書、給与所得の源泉徴収票、所得税の確定申告書の写し等である。
- (5) 規則第16条第10号、第17条第4号又は第18条第4号の書類の例は、医師又は歯科医師の診断書、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等である。
- (6) 規則第16条第11号ア又は第17条第1号の診断書等には、次の事項を明記させること。  
ア 犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日

イ 負傷又は疾病から3年間における入院日数（規則第17条第1号の場合に限る。）。ただし精神疾患に係るものについては、入院日数の記載は要せず、疾病の状態について、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったことを明記させること。

ウ 負傷又は疾病の状態

- (7) 規則第17条第2号に規定する添付書類の例は、保険者が発行する被保険者証等である。
- (8) 規則第17条第3号に規定する添付書類の例は、犯罪被害者が自己負担した医療費に係る領収書等である。
- (9) 規則第17条第5号アの診断書等には、負傷又は疾病の療養のため勤労することができなかつたと認められる期間及びその日数を明記させること。
- (10) 規則第17条第5号ウ及びエの書類は、犯罪被害者が勤労する事業所等が発行した勤労の状況に関する証明書等であり、次の事項を明記させること。

ア 負傷又は疾病の療養のため勤労することができなかつた期間

イ 負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部を得ることができなかつた日数

ウ 負傷又は疾病の療養のため従前得ていた収入の一部を得ることができなかつた日（以下このウにおいて「部分休業日」という。）の年月日及び数並びに当該各部分休業日に得た収入の額

- (11) 規則第18条第1号又は第2号の診断書等には、次の事項を明記させること。

ア 負傷又は疾病が治ったこと（症状が固定したことを含む。）

イ 負傷又は疾病が治った日（症状が固定した日を含む。）

ウ 負傷又は疾病が治ったとき（症状が固定したときを含む。）における身体上の障害の部位及び程度

- (12) 申請書に必要な書類が添付されていることを確認した上で、当該書類の名称及び当該書類に係る規則の条項を当該申請書の備考欄に記入すること。

- (13) 同一犯罪被害について、2人以上の第一順位遺族から裁定の申請があった場合は、それぞれ個別に受け付けること。この場合において、規則第23条第1項の規定に基づき、一方の申請書に添付する書類により、他方の申請書に添付すべき書類を省略するときは、他方の申請書の備考欄に次の事項を記載すること。

ア 同時に申請した第一順位遺族の氏名

イ 省略した添付書類の名称

- (14) 法第10条第2項の「当該犯罪被害の発生を知った日」とは、当該犯罪行為により犯罪被害者が死亡し、又は重傷病を負い、若しくは障害が残ったことを申請しようとする者が知った日をいい、「当該犯罪被害が発生した日」とは、当該犯罪行為により犯罪被害者が死亡し、又は重傷病を負い、若しくは障害が残った日をいう。

また、「2年を経過したとき」又は「7年を経過したとき」とは、それぞれ当該犯罪被害の発生を知った日又は当該犯罪被害が発生した日の翌日から起算し、2年又は7年を経過したときをいう。

- (15) 法第 10 条第 2 項の期間を経過した場合であっても、犯罪被害者又は第一順位遺族が当該申請をできなかったことにつき「やむを得ない理由」があるときは、当該犯罪被害者又は第一順位遺族は、その理由がやんだ日から 6 月以内に限り申請をすることができる（「6 月」は、「やむを得ない理由」がやんだ日の翌日から起算する。）。

「やむを得ない理由」に当たり得る場合としては、例えば、次の場合等が考えられるが、実際の申請期間の特例の適用の判断に当たっては、2 年又は 7 年という比較的長期の申請期間が設けられているところ、当該申請期間の原則を一律に適用することが犯罪被害者又は第一順位遺族にとって酷であると考えられる真にやむを得ない特段の事情があったかどうかを個別具体的に判断すること。

ア 当該犯罪行為の加害者による監禁等のため犯罪被害の発生を知ってから 2 年間以上身体を自由を不当に拘束されていた場合

イ 行方不明として取り扱われていた者が、犯罪被害から 7 年間を経た後に死体で発見され、その時点で初めて犯罪被害であると判断された場合

- (16) 警察署において申請書を受け付けた場合は、総務部被害者支援・相談課（以下「被害者支援・相談課」という。）に確認の上、受付番号を付すること。
- (17) 受け付けた申請書及び添付書類に不備がある場合で、これが明らかな誤字・脱字その他の軽微なものであるときは、被害者支援・相談課において補正すること。

## 5 損害賠償受領届出の受付（第 13 条関係）

- (1) 規則第 19 条の「損害賠償を受けたとき」とは、犯罪被害者又はその遺族が加害者等から現実損害賠償を受けたときのほか、適法にその損害賠償請求権を放棄したときも含むものである。

また、犯罪被害による損害をてん補する目的でなされた加害者等からの給付であれば、賠償金、見舞金等の名称のいかんを問わず、ここにいう損害賠償に当たる。

- (2) 死亡である犯罪被害を原因として損害賠償が行われた場合には、当該犯罪被害に係る遺族給付金の支給を受けるべき第一順位遺族が損害賠償を受けたときのほか、第一順位遺族以外の遺族給付金の受給資格を有する遺族の中に損害賠償を受けた者がいるときも、当該損害賠償の価額の限度において、遺族給付金は支給されない。

## 6 調査等（第 15 条関係）

- (1) 調査等は、裁定を行うために必要な範囲に限られるものであり、調査等の濫用にわたることのないよう留意すること。特に、申請者その他の関係人に対して調査等を行うに当たっては、これらの者の権利を損なうことのないよう、その方法等に十分に留意すること。
- (2) 裁定に当たっては、捜査資料、申請書類、加害者及び申請者からの聴取等により、加害者に犯罪被害者又はその遺族に対する損害賠償を行う資力及び意思があるかどうかにつき必要な調査及び検討を行うこと。

## 7 調査等の要領（第 16 条関係）

- (1) 被害者支援・相談課の長（以下「被害者支援・相談課長」という。）は、調査等を行うに当たっては、次の資料について必要と認められる調査事項等を十分に検討して行うこと。

- ア 犯罪の存否を証明する資料
- イ 申請者の受給資格を証明する資料
- ウ 犯罪被害者の年齢、収入及び生計維持の状況を証明する資料
- エ 犯罪被害者の責任を証明する資料
- オ 給付金の支給要件及び給付金の支給額の算定に関する資料
- カ その他裁定のために必要と認められる資料

- (2) 「その他の関係人」とは、加害者の親族、犯罪被害者を診断した医師等申請事案について直接又は間接に関係のある者をいう。
- (3) 「文書その他の物件」とは、例えば、申請者と犯罪被害者との内縁関係を証明する手紙、日記、写真類等申請者その他関係人が所持しているもので、裁定を行うために必要であると認められるものをいう。
- (4) 調査等に当たっては、その取扱状況を明らかにするため、次により処理すること。
  - ア 申請者その他の関係人に報告をさせる場合は、報告書を提出させ、又は供述書を作成する。
  - イ 文書その他の物件の提出を受けたときは、必要により、預りを証明する書面を交付し、当該物件の返還に当たってはその旨を証明する書面を受領者から徴する。
  - ウ 申請者その他の関係人に対する出頭命令及び医師の診断を受けるべき旨の命令は、書面を交付して行う。
  - エ 電話や口頭により補充的な調査を行う場合であっても、調査年月日及び調査対象者を明らかにして、その内容を調査報告書又は電話筆記用紙等に記録する。
- (5) 申請者に対して調査等を行うに当たっては、申請者の協力を得やすいよう、その方法等に配慮するとともに、調査等に協力しない場合には申請が却下されるおそれがある旨を教示するなどして、申請者の協力を促すこと。

## 8 裁定申請却下案の作成等（第 18 条関係）

- (1) 法第 13 条第 3 項の「正当な理由」とは、申請者の報告が黙秘権又は公務員の守秘義務等に係る場合、申請者が病気等のため出頭できない場合など法第 13 条第 1 項の調査に協力することができないやむを得ない理由をいう。
- (2) 申請者に対する通知に当たっては、申請を却下した理由を十分に説明し、申請者の理解を得るよう配慮すること。

## 9 裁定原案の作成（第 19 条関係）

「その他の必要な書類」とは、犯罪被害者等給付金支給裁定通知書（規則様式第 4 号）及び検討調書（犯罪被害給付制度事務処理要領の改正に伴う運用上の留意事項について（平成 30 年 3 月 30 日付け、警察庁丁給厚発第 89 号）別添 3。以下同じ。）をいう。

## 10 仮給付金決定原案の作成等（第 20 条関係）

- (1) 仮給付金の支給は、裁定申請がなされている場合を要件とするが、仮給付金の支給の申請は必要としない。しかしながら、当該申請者の意向に反してまでも仮給付金を支給する必要はない。
- (2) 仮給付金の支給は、当該被害が犯罪被害であることが明らかであることを前提とするので、自

他殺不明の変死又は故意・過失不明の犯罪による死亡については、仮給付金の支給をすることができない。

- (3) 仮給付金決定原案として作成する給付金支給検討票（犯罪被害給付制度事務処理要領の改正について（令和2年12月15日付け、警察庁丙給厚発第129号）様式第3号。以下「検討票」という。）及び検討調書には、裁定を速やかに行うことができない事情及び仮給付金を支給することが適当であると認められる事情を明らかにしなければならない。

#### 11 申請者に対する通知（第21条関係）

- (1) 申請者に対する通知に当たっては、裁定又は決定の内容及び理由を十分に説明し、申請者の理解を得るよう配慮すること。

また、申請者が、給付金の支給後に加害者に対する損害賠償請求権を行使し、又は加害者から損害賠償を受ける見込みであるときは、申出を行うように依頼すること。

- (2) 申請者に対して、(1)の通知（給付金を支給しない旨の通知を除く。）をするときは、犯罪被害者等給付金支払請求書又は仮給付金支払請求書を併せて交付すること。

#### 12 警察庁に対する報告（第22条関係）

警察庁に対する報告は、次により処理すること。

- (1) 公安委員会において裁定、決定又は裁定申請の却下が行われたときは、直ちに次の書類の写しを警察庁長官官房給与厚生課長あてに送付する。

ア 犯罪被害者等給付金支給裁定通知書、仮給付金支給決定通知書（規則様式第6号）又は犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書（規則様式第5号）

イ 検討票

ウ 検討調書

- (2) 犯罪被害給付制度の運用に関し、紛糾が予想される事案が発生した場合には、その都度関係書類を添えて警察庁長官官房給与厚生課長あて報告する。
- (3) 給付金の裁定後に、犯罪被害者又はその遺族による損害賠償請求権の行使又は損害賠償の見込み、加害者の資力の回復等の国による求償に資する情報を把握したときは、その都度、関係書類を添えて警察庁長官官房給与厚生課長あてに報告すること。

#### 13 審査請求の取扱い（第23条関係）

- (1) 公安委員会の裁定についての審査請求は、「給付金の申請に関する裁定」については国家公安委員会に対する審査請求が、「法第10条の規定に基づく裁定の申請があった事案について相当期間経過してもなお公安委員会による裁定が行われない場合における不作為」については国家公安委員会及び公安委員会に対する審査請求が、それぞれ認められることとなる。

- (2) 国家公安委員会に対する審査請求は、警察庁長官官房において受け付けることとなっているので、公安委員会に審査請求書が提出された場合は、速やかに警察庁長官官房長に送付すること。

- (3) 警察署長は、公安委員会に対する審査請求書が警察署に提出された場合は、直ちに被害者支援・相談課長に電話報告するとともに、速やかに関係書類を送付すること。

（平7本部分内訓6・平13本部分内訓15・平13本部分内訓34・平19本部分内訓27・平20本部分内訓30・

平 21 本部内訓 28・平 23 本部内訓 5・平 26 本部内訓 44・平 28 本部内訓 22・平 30 本部内訓 9・  
令 2 本部内訓 9・令 3 本部内訓 4・本項一部改正)